

沖縄県農政審議会  
(農業振興対策部会)

中山間地域等直接支払交付金

平成26年5月23日 (金)

村づくり計画課

# 中山間地域等が取り巻く環境

中山間地域等が有する水源のかん養、土壌の浸食、景観保全、国土保全等の多面的機能によって、多くの国民の生命・財産と豊かなくらしが守られている。

しかしながら、

- ①農地の傾斜に起因する生産条件の不利性 → 沖縄本島
- ②遠隔性に起因する輸送コストの不利性 → 離島

高齢化が  
進展

担い手の減少、  
耕作放棄の増加  
等により、多面的  
機能が低下

多面的機能が  
低下し、国民  
全体にとって  
大きな経済的  
損失が生じる  
ことが懸念

# 中山間地域等直接支払交付金とは

国民の合意のもと、

農地の傾斜に起因する生産性の不利性と遠隔性に起因する遠隔離島の不利性を補填するもので、

農業・農村が持つ多面的機能を守るための集落協定又は個別協定に基づき、

5年以上以上継続して行われる「耕作放棄地の発生防止等の活動」及び「水路・農道等の管理活動」「集落機能の活性化」等の活動を行う農業者等に対して、補助金を交付する事業である。

## ○集落協定

集落を単位に、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等間で締結する協定

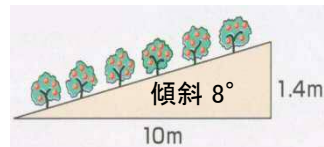
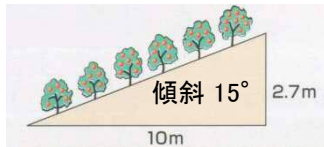
## ○個別協定

農協や生産組織等が、利用権の設定や農作業受託などにより、対象農用地を引き受けるかたちで締結する協定

# 中山間地域等直接支払交付金の概要

**交付対象農用地** 農振農用区域内で、1ha以上のまとまった団地

①急傾斜 畑 11,500円/10a ②緩傾斜 畑 3,500円/10a



## ③知事特認

(平成22年度まで) 畑 3,500円/10a 草地 3,000円/10a

次の3要件を全て満たす離島

- 土地生産性の低い土地
- 沖縄本島より遠隔地（おおむね100km以上）
- さとうきび、肉用牛、水稲、イモ類への特化割合80%以上

(平成23年度以降)

畑 3,500円/10a 草地 3,000円/10a 田 8,000円/10a

沖縄本島と架橋等により連結されていない、かつ、生産コスト格差が認められた離島市町村の農用地  
※市町村によって、対象地目に制限があります。

## 【国と地方公共団体の負担割合】

①急傾斜、②緩傾斜：国1/2、県1/4、市町村1/4

※知事特認については、平成23年度から負担割合も見直されています。

③知事特認：国1/3、県1/3、市町村1/3 → 国1/2、県1/4、市町村1/4

## 交付対象者

「集落協定」等を締結し、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等

- (協定の内容)
- 協定対象となる農用地の範囲
  - 集落の将来像及び5年間の活動計画
  - 協定で取り組む活動内容及び役割分担 など

## 交付金の使途

協定参加者全員の合意のもと実施されるものであれば、基本的に使途は自由です。

農道・水路等の適切な管理



集落内の草刈り

自立・継続的な農業生産活動



共同利用機械の購入

多面的機能を増進する活動



景観作物の植え付け

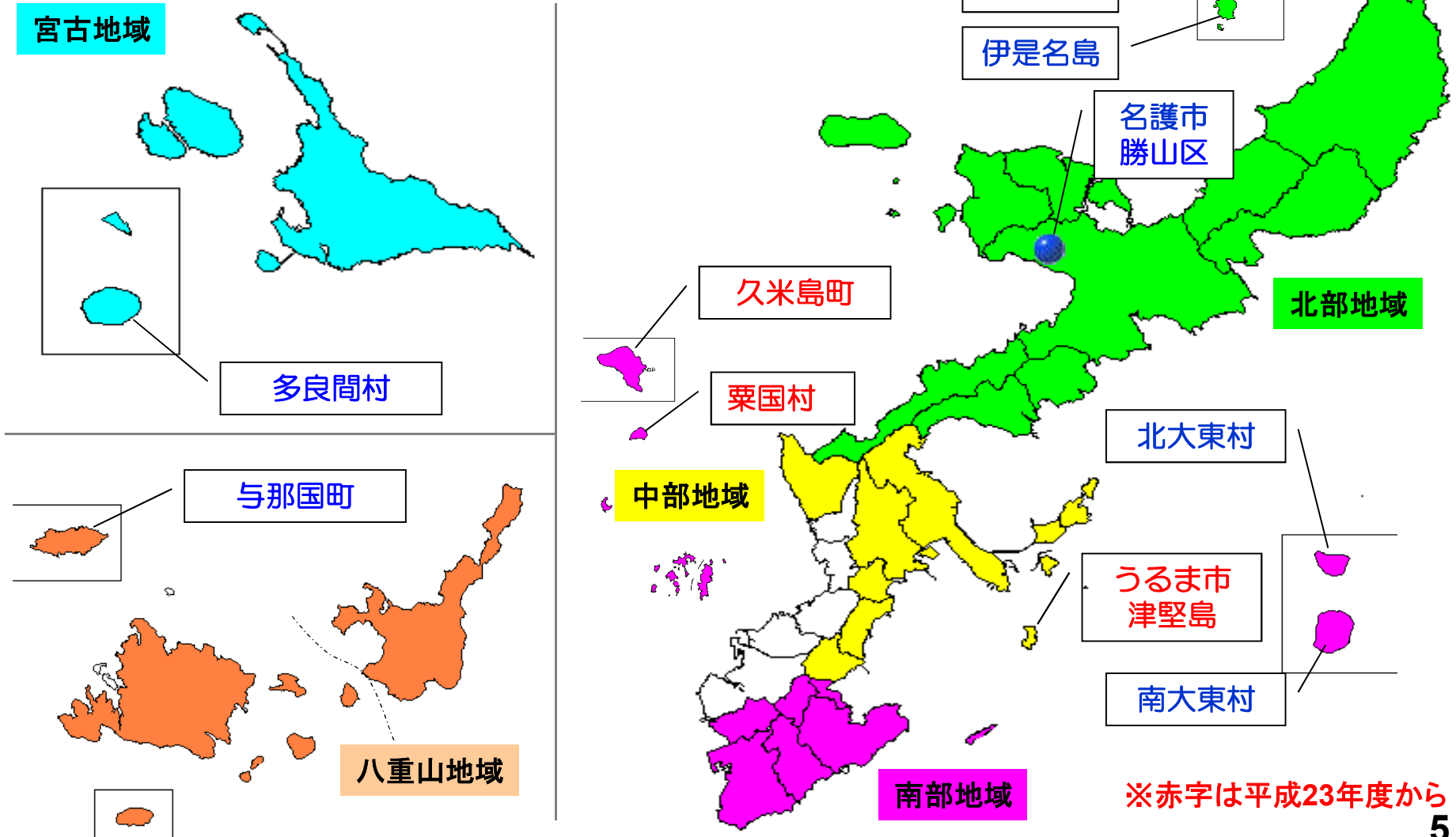
その他

- 都市農村交流活動（イベント）
- 肥料の共同購入

- 個人配分（面積に応じて交付金を分配）など

# 沖縄県の実施状況

・沖縄県では、名護市の勝山区、伊是名村、伊平屋村、うるま市の津堅島、南大東村、北大東村、久米島町、粟国村、多良間村、与那国町の10市町村で実施している。



※赤字は平成23年度から

# 最終年評価の目的と意義について

- ・本制度は、平成26年度に第3期対策の最終年度を迎えることになり、実施要領に基づき、その年度に最終評価を行う。
- ・協定に定められた農業生産活動等の実施状況等を最終評価することにより、本制度の効果、課題等を明らかにし、次期対策の考え方、第三者委員会における意見も踏まえてとりまとめ公表するとともに、制度の内容及び効果等について広く国民一般の理解を求めるものとする。

## ◎評価すべき項目

### ① 集落マスタープランで定めた将来像を実現するための方策について

- ・25年度までに活動を実施したかどうか
- ・26年度までの実施が見込まれるかどうか

### ② 農業生産活動として取り組む「耕作放棄の防止等の活動」、「水路、農道等の管理活動」、「多面的機能を増進する活動」について

- ・25年度までに活動を実施したかどうか
- ・26年度までの実施が見込まれるかどうか

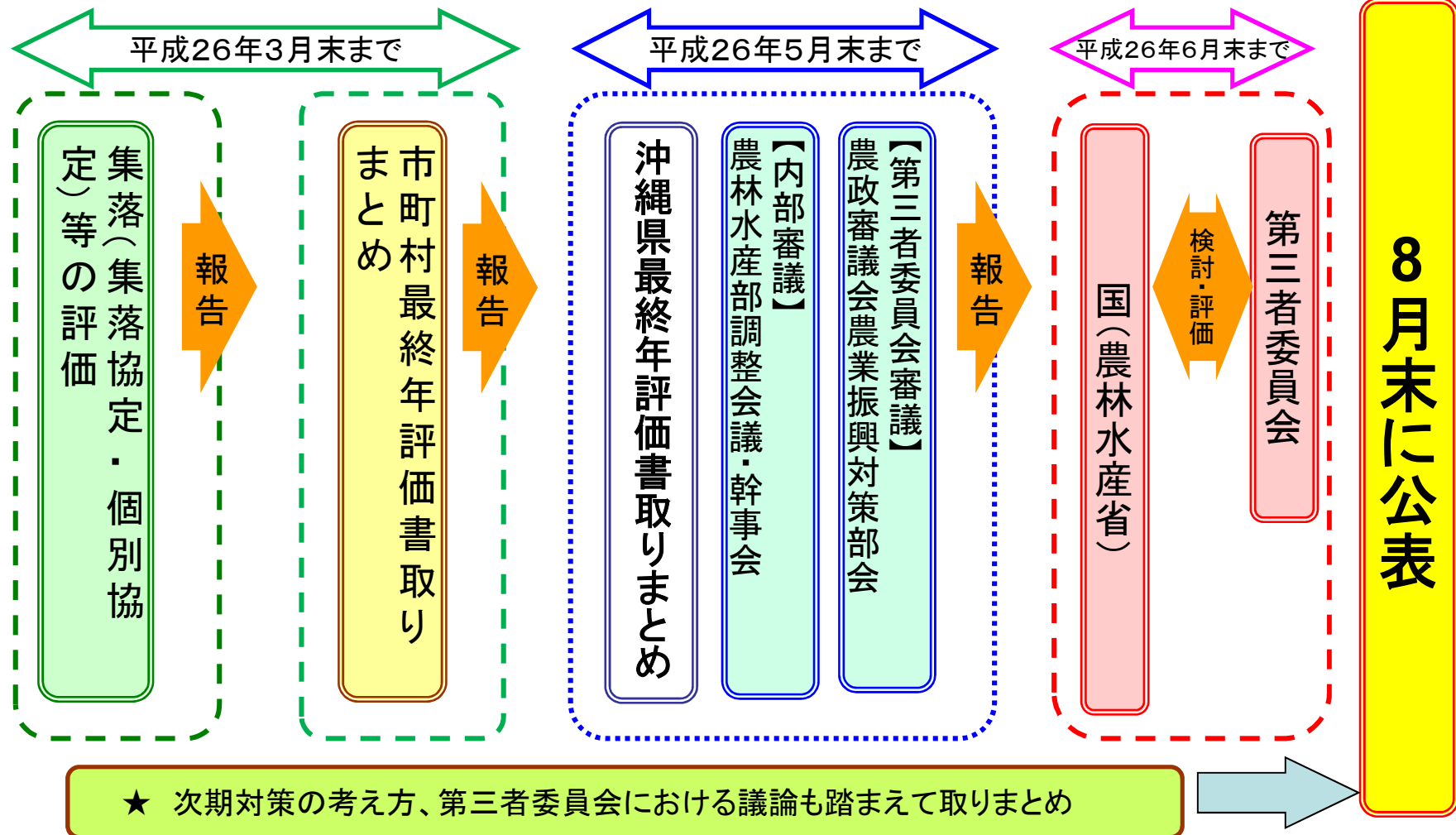
### ③ 農業生産活動等の体制整備として取り組む「農用地保全マップの作成」、A要件、B要件及びC要件に類する活動について

- ・25年度までに通知基準※の8割以上を達成したかどうか
- ・26年度までに通知基準※の達成が見込まれるかどうか

※ 通知基準とは、協定毎に定められた達成目標の基準

# 最終年評価手続きの流れ

最終年評価は、集落協定及び個別協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況等についておこない、その結果を国に報告するとともに、次年度以降の制度全体の見直し等に活用することを目的とする。



# 市町村最終評価の集計による第3期対策の実績及び効果

## ① 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の評価

集落マスタープランとは、集落の実情を踏まえ、10~15年後の集落の将来像を明確化し、それを実現するために、協定締結期間(5年間)に実施する活動内容とその達成目標を定めたもの

市町村評価結果によると、**ほとんど全ての地区で順調な活動を行っており、地域内で農地や生産活動等に関する話合いの頻度が増え、共同活動の効率化も図られた。**

## ② 農業生産活動等として取り組むべき事項等の評価

○ 市町村評価結果によると、**ほとんど全ての地区で順調な活動を行っており、また、農作業における行程の一部を受委託することで、担い手や規模拡大を図る生産者への農地集積が促進されたことや、これに伴い農作業の労力軽減に繋がった。**

○ **約4,491haの農用地**を対象として、**約1,980人**が協定に参加し、活発な農業生産活動等が継続された。

○ 集落等での共同活動により、**水路約9km、農道約50km**が管理された。

○ 堆肥や緑肥の配布等により**農作物の収量増**や**農業者の環境意識も高まった。**



- これまで個人で管理していた水路・農道等を共同作業により行えることから、集落内外及び農用地の**景観保全が図られ**、また、適正な農業施設の維持管理により、**冠水による作物被害の軽減**や**収穫時の輸送における環境整備**が図られた。
- 共同活動による清掃、草刈り等で**不法投棄が減少**した。
- 周辺林地の下草刈りの面積は、**17ha**であった。

### ③ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の評価

- 評価結果によると、**ほとんど全ての地区で順調な達成が見込まれており**、必須要件である「農用地等保全マップの作成」に次いでA要件の実施数が多かった。
- **新規就農者が15人、認定農業者が175人 確保・育成**された。
- 集落が選択する具体的な活動についてみると、「**機械・農作業の共同化**」が**2,259ha**、「**担い手への農作業の委託**」が**80ha**で農業経営の効率化に関する活動が多かった。
- C要件にて集団的かつ持続的な体制整備が**1組織設立**され、H26年度までには2組織が設立見込みである。また、組織設立に関与して、**都市住民との交流に向けた取り組み(イベントの企画、実施)**も**実施**された。

# 活動状況：名護市勝山区



# 地区事例：伊平屋村



# 地区事例：伊是名村



# 地区事例：うるま市津堅島



# 地区事例：南大東村



# 地区事例：北大東村



# 地区事例：久米島町





## 地区事例：栗国村



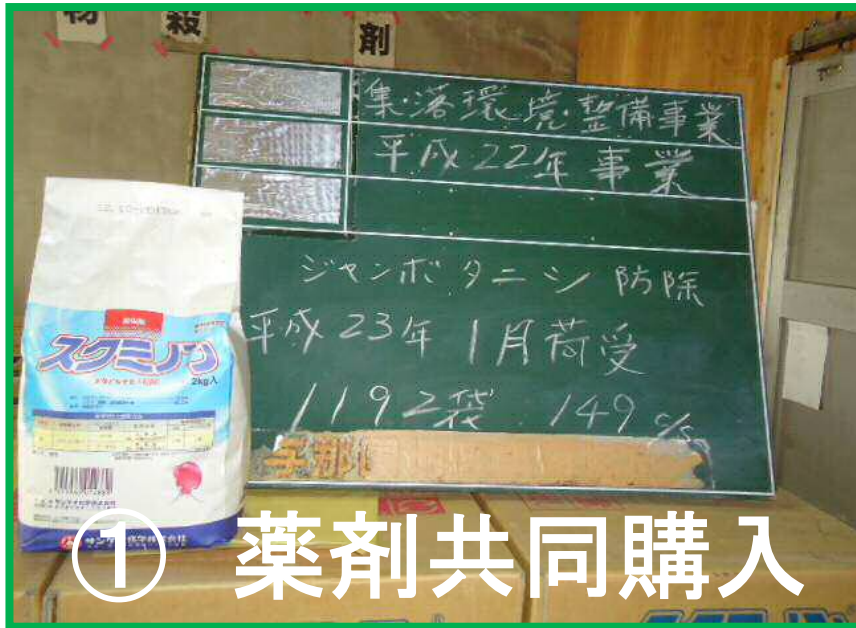
① 共同利用機械の導入  
(タマネギ植付機)

② 栽培講習会

# 地区事例(多良間村)



# 地区事例：与那国町



# 沖縄県の最終評価結果

- 各市町村毎の最終評価結果ではAが4、Bが5、Cが1に対し、県の最終評価では、Aが3、Bが6、Cが1であった。
- 本制度による「耕作放棄の発生防止」、「地域・集落の活性化」及び「多面的機能の維持・発揮」への取組について、**全ての項目とも効果があった。**
- 各市町村とも集落協定の締結により、「**高齢者の活動が活発になった**」、「**話し合いの場が増えた**」及び「**集落内の世代別交流が図られた**」など、**地域社会の維持・発展に貢献している。**
- 一方で**地域内の若年、青年層等の定住離れが課題**となっており、今後も自治体や行政の支援等が求められている。
- 第3期対策を実施している全ての市町村から、**平成27年度以降も事業の継続**が望まれている。



国の最終評価における総合評価区分(A~G)において

**B(おおむね評価できる)と評価**

# 次期対策に向けての評価

➤ 本制度は5ヶ年継続して取り組めること、農業者以外の地域住民が主体的に関わることができるなど特色ある政策である。本制度を十分に活用するには以下のことを求める。

① **他の施策(人・農地プラン、集落営農、ハード事業等)との連携を強化し、持続的な農業生産活動等を実施するために制度の継続を求める**

② 他の施策との連携及び取組等の事例集の配布

③ 地域住民にとってわかりやすいガイドライン、マニュアルなどの配布、PR

④ 地域プランナー、コーディネーター等の派遣や育成など

➤ 更なる集落の活性化を図るために、第3期対策から新たに措置した「**C要件**」(農業生産活動の継続が困難となった場合に備えて、あらかじめ誰がどのように管理するのかを集落協定に位置づけること)を選択項目ではなく必須項目に位置づけることが必要である。